

あなたの希望する生活は...?

計

画

相

談

「地域で暮らす」「希望する生活」
を支えます。を目指します。

計画相談支援のご案内

福祉サービスを活用する為に

障がいのある方が部屋の掃除や調理、買い物支援などでヘルパーに来てほしい、通所事業所（就労継続支援B型や生活介護等）を利用したい、ショートステイやグループホームを利用したいなどなど。

援

えん

障がい福祉サービスの利用に際しては、サービス等利用計画案の提出が必要です。この計画案と一緒に作成するサービスが計画相談支援です。相談支援事業所があなたと契約を結んで作成をお手伝いします。福祉制度や社会資源を活用してあなたの希望に沿った生活を組み立て、計画を作成します。作成した後も定期的に訪問して、サービスを使っていたい状況を確認し、ご希望に応じてサービスの変更や更新のお手伝いをします。

計画相談支援の利用は無料です。

※障がい児通所支援を利用する場合は、障がい児相談支援をご利用いただけます。相談の流れはほぼ同じです。
※利用計画案は、ご自身でも作成できます。(セルフプラン)

大阪市障がい者相談支援研修センター

どんな生活が作れるか、じっくり相談してください。
簡単に解決できなくても、あなたが理想とする生活や困りごとの解決へのヒントがつかめるかも。

※障がいの状態や程度によって利用できるサービスが変わります。



計画相談支援

1 区役所へ行って申請する

「どんなサービスが利用できるのかを相談したい。」
 「ヘルパーなどのサービスを利用したい。」
 そんな時は区役所へ行って相談・申請を行います。
 区障がい者基幹相談支援センターでも相談できます。申請する時は区役所に一緒に行きます。
 （一人で行っても大丈夫です。）申請時に、利用する相談支援事業所を選びます。

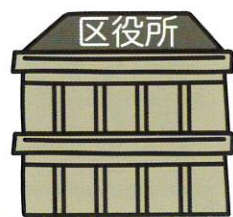


★申請に必要なもの

障がい者手帳・印鑑（あれば）など、主治医の情報も必要です。病院にかかっていない場合は区役所で相談してください。

2 障がい支援区分の認定

どのくらい支援が必要か訪問して聴き取り調査を行います。相談支援事業所は、調査に同席し、アドバイスできます。困っていることをキッチリ言いましょう。調査の結果と主治医意見書をもとに審査し、障がい支援区分が決まります。
 支援区分によって利用できるサービスの種類や量が異なります。



3 サービス等利用計画案を作成

相談支援事業所と契約を結び、計画案を作成します。あなたの希望する生活を作るためにどんなサービスがどのくらい必要かなどについて、あなたの意見を伝えながら一緒に考えましょう。

どんな生活をしたいですか？



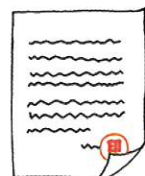
4 計画案を提出⇒受給者証を発行

区役所が計画案に基づきあなたのサービスを決め、受給者証が送られてきます。サービスを利用する時に必要です。大切に保管しましょう。

氏名	
性別	
フリガナ	
生年月日	
障がい	
フリガナ	
生年月日	
障がい種別	
交付年月日	
連絡先住所	
連絡先電話番号	
相談支援センター所属	
電話番号	
FAX	

7 サービスの利用開始

相談支援事業所が事業所との契約やヘルパーの顔合わせに立ち合います。
 ※申請からサービス開始まで1か月半から3か月程度かかる場合があります。サービスを利用して困ったことや不安なことがあるときは相談支援事業所に相談できます。



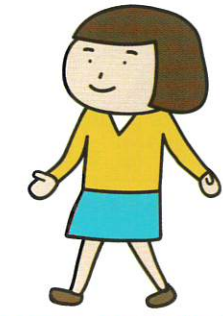
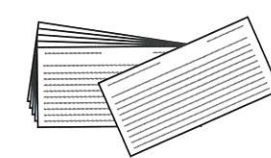
6 サービス担当者会議の開催 サービス等利用計画の作成

サービスを提供する事業所などと相談支援事業所とで会議を開催します。あなたの希望にそって支援がされるように、あなたの思いや考えをしっかりと伝えましょう。会議の内容を踏まえて、サービス等利用計画を作成します。



5 事業所を選ぶ

決定された内容に基づき、サービスを提供する事業所を選びます。相談支援事業所が事業所をさがすお手伝いをします。



8 定期的なサービス利用状況の確認（モニタリング）

定められた期間ごとにお宅を訪問し、あなたからお話を聞いて、サービス利用状況を確認し、必要に応じて計画を見直します。利用しているサービスの変更や更新手続きもお手伝いします。



サービスをうまく使えていますか？

こまったこと、わからないことは気軽に聞きましょう